

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

令和5年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る課税標準の特例措置について、その対象となる機械装置等の細目（※）等を定める。

※ 取得価額が160万円以上の機械又は装置 等

- ② バス事業者が取得したEVバスの充電設備等に係る課税標準の特例措置について、その対象となる土地及び償却資産の細目（※）を定める。

※ 充電設備等の用に供する土地 等

- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、その対象となるマンションの細目（※）等を定める。

※ 大規模修繕工事を過去に1回以上行っている10戸以上のマンションであること 等

(2) 国民健康保険税に係る所要の見直し

5割及び2割の減額対象となる世帯の所得の基準となる金額等の引上げ（※）を行う。（国民健康保険料の改正と同様の内容）

※ 5割減額の所得の基準となる金額に係る被保険者等の数に乗すべき金額を現行28万5千円から29万円に引き上げる 等

3 施行期日

原則として令和5年4月1日